

知 事 意 見 書 (要 綱)

平成13年10月11日

水島港(玉島地区)公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書について、倉敷市長、笠岡市長、関係住民及び岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価準備書に反映させるとともに、環境影響調査等の結果に基づき、当該事業に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減するなど環境保全上必要な措置について特段の配慮を願いたい。

記

1. 事業計画等の記載について

この環境影響評価方法書では、干潟造成事業等を含む工事工程、工作物等の構造、管理方法等事業の内容が明らかにされていないので、環境影響評価準備書には、それらを具体的かつ詳細に記載し、必要な調査、予測及び評価を実施すること。

2. 事業実施区域及び周囲の概況の調査について

昆虫類、猛禽類、景観等について、調査、予測及び評価の手法を選定するのに十分な概況把握を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

3. 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 文献その他の資料調査に当たっては、幅広い資料を参照し、重要な知見について漏れないよう調査等を実施すること。また、環境影響評価準備書にそれらの結果を詳細に記載すること。
- (2) 毎年公表されている環境に係る数値データについては、経年的な変化を調査し、近年悪化していると判断される環境要素については、特に十分な現地調査を実施すること。
- (3) 閉鎖性の進行による海域底質への影響評価及び海域底質からの水質への影響評価を実施すること。
- (4) 予測手法において「事例の引用又は解析」としているものについては、その内容を明らかにするとともに、可能な限り定量的な予測を実施すること。
- (5) 浚渫等の事業の実施に伴い上水島、下水島において水の汚れ濁りにより海生生物や漁業(ノリ養殖等)への影響の懸念があること、及び海域環境改善の効果を把握するため、水質・底質や海生生物等について、必要に応じ上水島、下水島周辺、干潟造成地周辺及び近隣の干潟の現地調査の地点、項目を追加すること。
- (6) 干潟造成事業の評価に当たっては、干潟造成の母材(特に粒度組成)と潮流・波浪との関係及び粒度組成と生息生物との関係を解析すること。
- (7) 水質等の予測評価は、塩分成層、鉛直循環流や河川水の表層拡散、栄養塩のフラックスの時期的変化等の状況を十分把握した上で実施し、環境影響評価準備書には、それらの調査結果を詳細に記載すること。

(8) 淡・塩水接触域での堆積環境調査は、最新の学術情報に基づいて計画すること。

4 . 環境保全措置等について

(1) 環境保全措置の検討は、複数の案の比較検討を行い、環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証すること。また、環境影響評価準備書には検討経過を記載すること。

(2) 事後調査の項目及び手法の選定については、必要に応じ専門家の指導を得るとともに本県環境部局と協議願いたい。

5 . 指摘事項について

別掲の指摘事項についてそれぞれ検討し、適切に対処されたい。

指 摘 事 項

1．環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする環境要素について

(1) 大気質

ベンゼンについて、現況調査を実施し、必要に応じ予測、評価項目として追加すること。

(2) 底質

航路浚渫による窪地内の底質について予測、評価を実施すること。

2．生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全について

(1) 動物

重要な種とされる野生動植物及び海生生物については、生息又は生育状況を示す図面を添付するとともに、その際、密漁等のおそれのない範囲で対象事業実施区域との位置関係が分かる図面を用いて具体的に記載すること。

海洋性の鳥類の生息状況把握のための調査地点として、上水島又は下水島を追加設定すること。

(2) 植物

付着生物（植物）の調査地点として、上水島又は下水島を追加設定すること。

(3) 生態系

生態系について、動物、植物の調査結果をそのまま用いるのではなく、地域を特徴づける生態系に関し、注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を把握すること。

3．人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とする環境要素について

(1) 景観

景観の予測については、圍繞景観について検討するとともに、埋立予定地の東側や上水島、下水島、航路海上など眺望点について検討すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

干潟造成事業等については、新しい人と自然との触れ合いの活動の場の創造としてとらえ、干潟と造成地の間に関しては、親水性の観点から、連続性に考慮すること。

水島港（玉島地区）公有水面埋立事業概要及び環境影響評価方法書
の関係地域住民への周知結果

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

水島港（玉島地区）公有水面埋立事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県

岡山県知事 石井正弘（岡山市内山下2丁目4番6号）

(3) 事業の目的及び内容

次の用地を確保するため、玉島東航路の整備等に伴う航路浚渫土砂等により海面埋立を行う。

玉島ハーバーアイランドにおける水深1.2m等の岸壁の整備に伴う取扱貨物量の増加に対し、近接した場所で円滑に対応するために必要な規模の港湾関連用地

水島港背後地では、住工が混在しており、生活環境の改善や新たな産業進展に資する空間確保のための新たな都市再開発用地

市民が海に親しみながら憩い集える、賑わいと潤いのある空間の形成という要請に応えるための緑地等

(4) 事業の種類

公有水面の埋立て

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市玉島乙島地先公有水面

(6) 計画諸元

項目	計 画 概 要		
埋立区域の面積	約47ヘクタール	内 訳	港湾関連用地：約14ヘクタール 都市再開発用地：約8ヘクタール 緑地等：約25ヘクタール
工事期間	護岸工事約5年、浚渫土砂埋立等の工事約12年		
埋立土量	約700万m ³		
航路浚渫事業	目的：水島港（玉島地区）において計画されている岸壁を利用する貨物船の航行のため、玉島東航路等の整備を図る。		
干潟造成事業	目的：瀬戸内海においては干潟が減少し、特に倉敷市周辺海域においてはそれが顕著である。また、近年では、生物・生態系に配慮した環境整備が求められている。このような背景から、生物の生産や水質浄化機能を有する干潟の回復を目的に整備を図る。 内容：面積約10ヘクタール		

2. 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

岡山県公報への登載（平成13年5月15日）

日刊新聞紙への掲載（平成13年5月15日）

山陽新聞（朝刊）、読売新聞（朝刊）

(2) 縦覧期間：平成13年5月15日（火）～6月14日（木）

(3) 縦覧場所：岡山県土木部港湾課

岡山県倉敷地方振興局建設部管理課

岡山県倉敷地方振興局水島港湾事務所総務課

岡山県井笠地方振興局建設部維持管理課

(4) 縦覧者数：約12人

(5) 方法書についての意見書の提出期間

平成13年5月15日（火）から6月28日（木）まで

(6) 住民からの意見書の提出数：1通